

大阪府立大学大学評価基本方針

第1 目的

大阪府立大学（以下「本学」という。）における大学評価は、本学の教育、研究及び社会貢献等の活動について、一層の活性化を促すとともに、教育・研究等の質の向上を図り、本学の理念・目標を達成し、社会的責任を果たすことを目的として実施する。

第2 定義

- (1) 法人評価における自己評価とは、地方独立行政法人法第 28 条第 1 項及び第 30 条第 1 項に基づき大阪府市公立大学法人大阪評価委員会が行う公立大学法人大阪の評価に際し、本学が行う自己評価をいう。
- (2) 認証評価とは、学校教育法第 109 条第 2 項に規定する認証評価機関が行う本学の評価をいう。
- (3) 自己点検・評価とは、学校教育法第 109 条第 1 項に基づき本学が自ら行う点検及び評価をいう。
- (4) 部局とは、各学域・研究科、各学系・部門、高等教育推進機構、研究推進機構、教育推進本部、研究推進本部、国際・社会連携推進本部、学生センター、学術情報センター、情報基盤センター及び大学管理部をいう。

第3 評価の種類

大学評価は、法人評価における自己評価、認証評価、自己点検・評価及び教員活動点検・評価とする。

第4 法人評価の実施

法人評価における自己評価については、関係法令及び評価機関の定めるところにより実施する。

第5 認証評価の実施

認証評価については、関係法令及び評価機関の定めるところにより実施する。

第6 自己点検・評価の実施

- (1) 自己点検・評価については、実施要領を策定し、概ね3年ごとに実施する。
- (2) 自己点検・評価は、大学及び部局を単位として実施する。

第7 教員活動点検・評価の実施

教員活動点検・評価については、別に定めるところにより実施する。

第8 実施体制

(1) 大学評価は次の体制により実施する。

一 法人評価における自己評価、認証評価及び自己点検・評価の実施は、大阪府立大学教育企画運営会議（以下「教育企画運営会議」という。）が、部局計画・評価委員会と連携して、効果的に行うものとする。

二 教員活動点検・評価の実施は、別に定めるところにより設置する大阪府立大学教員活動点検・評価実施委員会（以下「教員活動点検・評価実施委員会」という。）が、部局計画・評価委員会と連携して、効果的に行うものとする。

(2) 大学評価に係る基本的事項は、大阪府立大学教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）に報告し、又は付議するものとする。

第9 教員活動情報データベースシステムの活用

大学評価の実施に当たっては、教員活動情報データベースシステムを活用することとし、その方策については、教員活動点検・評価実施委員会において定める。

第10 評価結果の公表

大学評価の結果の公表は、刊行物への掲載やホームページへの掲載等広く周知を図ることができる方法によることとし、その具体的な内容及び手段は教育企画運営会議及び教員活動点検・評価実施委員会において定める。

第11 評価結果の活用

(1) 教育研究審議会は、大学評価の結果に基づき、改善が必要と認められるものについて、その改善に係る基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

(2) 教育企画運営会議及び部局計画・評価委員会は、基本方針に基づき、改善方策及び改善計画を策定する。学長は、これを受け、部局等に改善の実施を要請する。

附 則

この基本方針は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和元年10月1日から施行する。